

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

入札説明書等に関する質問の回答書

(第1回)

平成20年11月14日

大 牟 田 市  
荒 尾 市

本回答書は、平成 20 年 10 月 15 日（水）から平成 20 年 11 月 4 日（火）までに受け付けた大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業入札説明書等に関する質問のうち、入札参加資格要件等に係る質問への回答を記載したものです。

なお、本質問回答書は、入札説明書と一体のものとなります。

質問の受付数等は、入札説明書等に関する質問への最終回答時に掲載します。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	頁	質問項目	対応箇所			内 容	回 答
10	入札説明書	5	代表企業	第3章	1		「応募グループは、設計企業、膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業及び工事企業並びに維持管理企業を含む企業により構成されることを基本とする」となっていますが、国内においてPFI事業や公営事業の実績があり、総合的な事業管理を行う企業について、応募グループの構成企業となり、また、代表企業となることができまじょうか。	応募グループの各企業の資格要件においては、水道事業に関する実績を踏まえたものを要件としておりますが、本事業は、両市においても初めてのDBO手法による整備・運営を採用し、なおかつ、運営管理においてはSPCを設置することとしていることから、応募グループを構成する企業の中にPFI事業の実績がある企業の参加も認めることとします。その企業の役割は、設計、工事、維持管理企業を取りまとめて、事業全体を管理する企業という位置付けで認めることとします（以下「事業管理企業」という。）。その事業管理企業の要件としては、国内において公営事業（地方公営企業法第2条第1項に列記する事業に限る。）に関してPFI事業の実績がある企業とし、事業管理企業が代表企業となることも差し支えないものとします。参加企業の資格要件については公正を期するため、入札以前に取り扱いについて示す必要がありますので、本事業に入札参加できる企業の範囲は、事業管理企業までとします。
11	入札説明書	5	入札参加に関する条件	第3章	1		維持管理業務について、日常の運転・保守業務に精通する企業、膜モジュールの洗浄に精通する企業、汚泥のリサイクル処理に精通する企業、膜モジュール、ポンプの更新など中長期的な施設管理に精通する企業など複数企業が維持管理SPCの構成員となって、役割を分担して実施することは、入札公告等に抵触しないと理解してよろしいですか。また、これらの役割を担う企業は、「SPCへの出資のみを行う企業」には該当しないという理解でよろしいでしょうか？	実施方針への質問において回答しましたように、維持管理業務を担う企業は単独企業としており、ご質問の維持管理を補完するその他の維持管理企業は構成員とはならず、応募グループの協力企業としての役割を担っていたり、両市と応募グループで締結する維持契約書に基づく再委託企業の位置付けとなると考えております。
12	入札説明書	5		第3章	1	(3)	「応募グループは、設計企業、膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業、工事企業、維持管理企業により構成される。なお、SPCへの出資のみを行なう企業は代表企業にはなれない。（一部省略）」とあります。弊社グループでは、これらの役割（設計企業、膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業、工事企業、維持管理企業）以外にも、本事業に必要な役割があると考えております。これら、入札説明書には明記されていないが、参加グループが独自の判断で必要とした役割を担う企業がSPC代表企業となることは認められるでしょうか。	(質問No.10参照)
13	入札説明書	5		第3章	1	(3)	「応募グループは、設計企業、膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業、工事企業、維持管理企業により構成される。なお、SPCへの出資のみを行なう企業は代表企業にはなれない。（一部省略）」とあります。代表企業となる企業は、第3章2(2)「各企業の資格要件」に明示されている資格を有する企業のいずれかでなければならない、との理解で正しいでしょうか。①例えば、工事を行なう企業が複数あり、資格（経審・実績等）を満足しない企業も含まれている場合、資格を満足しないこれらの企業がSPCの代表企業となることも可能でしょうか。同様に、維持管理を行なう企業が複数あり、維持管理企業に求められている資格（日量1万m <sup>3</sup> 以上、1年以上）を満足しない企業も含まれる場合、資格を満足しないこれらの企業が代表企業となることも可能でしょうか。②	前段（下線①）については、設計企業、維持管理企業を除くプラント設備企業や工事企業については、同一業務を複数の企業で行うことを認め、その複数企業の中で1社が資格要件を満たせば良いとしてしております。浄水場を有しない両市が実施する本事業においては実績を重視する考えであり、応募グループを構成する企業に対して資格要件の中で一定の実績を求めていますので、代表となる企業については資格要件を満足する企業以外は代表企業にはなれないこととします。 後段（下線②）については、実施方針に対する意見質問の回答において維持管理企業は単独企業としておりましたので、維持管理を行う企業は複数とはなり得ません。
14	入札説明書	7	実績	第3章	2	(2) (2)③	建設JVの膜ろ過装置の設置実績、および維持管理企業の運転管理実績は、元請としての実績という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	8	入札参加資格要件の喪失	第3章	3	(4) ①	落札者決定日から基本契約の締結日までの間に、落札者の代表企業が第3章2.の資格要件を欠いた場合でも、両市が認めた場合とありますが、どの様な場合を想定されておりますでしょうか。	落札者決定後、構成員が資格要件を欠くに至った場合でも両市と落札者との間で契約を締結することが本事業への重大な影響を及ぼすことが明らかな場合以外は、基本的には契約締結は行いたいと考えております。具体的には資格要件を欠く事案の内容によって判断することとなります。
17	入札説明書	8	入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い	第3章	3	(4) ①	「落札者の構成員が3章2.の資格要件を欠くに至った場合であっても、両市が認めた場合においては」とありますが、認めた場合とは、どのような場合でしょうか。具体的にご教示ください。	(質問No.16参照)